

島建 2017 Vol.141 会報



年頭所感

- 2 島根県建設業協会 会長 中筋 豊通
全国建設業協会 会長 近藤 晴貞

建設業協会

- 5 建設企業説明会を開催、会員現状調査を実施

建災防島根県支部

- 6 出雲大社で安全祈願
労働災害発生状況、安全衛生管理計画の作成
年度末労働災害防止強調月間、年度末月間商品のご案内
講習予定（平成29年度）

10 平成29年度 事業予定

- DCプラン
- 11 マッチング拠出制度

建退共島根県支部

- 12 退職金を受け取るには

一般社団法人 島根県建設業協会

松江市西嫁島1丁目3番17号 TEL0852(21)9004 FAX0852(31)2166

平成29年2月1日発行

年頭所感



『希望がもてる

建設業界の構築と改革』

一般社団法人 島根県建設業協会 会長 中筋 豊通

平成29年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

今年の干支は「安定する」、「実る」という意味があるといわれる「丁酉」（ひのととり）です。

建設投資の減少や受注競争の激化等により、苦しい経営状況が続いている地方の建設業界は依然として疲弊している状況であります。何とか起死回生の一手が打たれ、希望のある安定した建設業界の構築が進む年となるよう、大いに期待したいところであります。

昨年は、イギリスの国民投票でのEU離脱決定、アメリカ大統領選挙、韓国の朴大統領のσκャンダルによる大混乱などが、政治経済面での期待と不安が入り混じった状況を生み出し、世界中が揺れ動いている感じでありました。

今年もアメリカのトランプ新政権による影響（TPP離脱など）や、フランスの大統領選、ドイツの連邦議会選挙などが続き、結果次第では世界情勢の先行き不透明な状況が続くことも予想されます。

国内では、熊本や鳥取中部での地震、そして北海道、東北の台風上陸による大水害など、全国いたる所で自然災害による大きな被害が発生しました。また、博多駅前では、予期せぬ道路の大



陥没が発生し、インフラのメンテナンスにも関心が寄せられ、本年に入りまして東北から山陰にかけての日本海側を中心に平年の数倍もの大雪に見舞われるなど、日常生活に大きな影響を与えました。

地域住民の安全・安心を率先して守る建設業界の必要性が、さらに認識されてきたのではないのでしょうか。

建設業界の労働環境の改善に係る【担い手3法】の実効性を高めるために、国土交通省では、建設技能労働者の処遇改善に繋がる施策として、建設キャリアアップシステムの構築が検討され、島根県では県債を活用した工事発注の平準化や適正な工期の検討、島根県土木職員の現場派遣研修、担い手確保に関する補助金制度などに取り組んでいただいているところですが、【給与・休暇・希望】の新3K実現までには、まだまだ道半ばであり、産・学・官が連携して解決すべき課題がたくさんあると考えています。

課題解決に向けて、【担い手3法】の理念の浸透、安定した経営力の強化、生産性の向上を目的に動き始めた i-Construction や今後拡大すると予測される維持管理業務対応などの良質な社会資本整備・工事施工に向けた技術の研鑽、死亡災害絶滅（安全意識の向上）、災害対応など「地域を支える」「地域を守る」「自己研鑽」活動を通じて、島根県の建設業界の魅力をさらに高め、地域からの信頼を得たいと考えております。

国土交通省並びに各自治体のご協力を得ながら、本年が実りある年となるよう会員の皆様と一丸となって頑張らせて参ります。

今年もよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。



年頭所感



官民挙げて建設産業の

魅力・役割を発信

一般社団法人 全国建設業協会 会長 近藤 晴貞

平成29年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。
平素は、全建の事業活動に対し格別のご支援・ご協力を賜り、改めて厚く御礼を申し上げます。

昨年を振り返りますと、4月の熊本地震に始まり、8月には北海道や東北地方での相次ぐ台風の上陸、さらには、阿蘇山の噴火、鳥取県中部地震の発生と全国各地で自然災害の脅威にさらされる一年でございました。こうした自然災害による悲劇は、毎年のように繰り返されており、国民の尊い生命と財産を守る社会資本整備の担い手として、その取組みを着実に推進させなければならないと決意を新たにさせられたところがございます。また、業界が抱える課題と致しましては、2020年の東京五輪・パラリンピックの開催に向け、民間投資を含め建設需要が旺盛な首都圏等に比べ、公共投資の割合が高い地方では大きな変化は見られず、事業量の地域間格差や企業間格差がより鮮明になった一年でもありました。

ご承知のとおり、建設業は国民の生活と経済活動の基盤であるインフラの整備、維持管理等の担い手であるとともに、災害発生時における緊急対応・復旧復興活動等により、地域の安全・安心を守る重要な使命を担っている産業です。地域建設業が将来に亘って地域の安全・安心を守るという社会的使命を果たしていくためには、企業経営の安定化を図り、災害や除雪等への対応に必要な人員・機材を維持し、常に稼働体制を整えておくことが必要です。全建と致しましては、地域建設業の在り方とともに、地域建設業の経営の安定化と将来に亘って持続的に地域建設企業が社会的使命を果しつつ、地方創生のためにも必要な事業量の在り方について、本年は議論を一層進展させていきたいと考えております。

一方で、私ども建設業界では、建設産業を支える「担い手の確保・育成」が喫緊の課題となっております。国土交通省は、建設業を「人材投資成長産業」とする新たな方向性を打ち出し、これまで以上に「人」を重視した施策が展開されようとしております。また、2016年を「生産性革命元年」と位置付け、i-Constructionを始めとする建設現場の生産性の大幅な向上を目指す取組みについても、本年において、より一層本格化していくことと思っております。

取り組むべき課題は、「設計労務単価の更なる引上げ」、「週休二日制の普及・定着」等の処遇改善、「地域における教育訓練施設を含めた訓練機会の拡大」、「ICT活用に対応できる人材の育成」など枚挙に暇がありませんが、建設業を「若者が夢をもって将来を託せる産業」として再生し、その技術を継承・発展させるためには、官民挙げて建設産業の魅力や地域建設業の果たす役割について発信していく必要があると考えております。

全建は、47都道府県建設業協会並びに会員企業の皆様方をはじめ、関係各位と一致団結し、これまでにも増して積極果敢に、諸課題に取り組む覚悟ですので、引き続き、ご理解ご支援のほどを何卒よろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、皆様方のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、私の年頭のご挨拶とさせていただきます。

建設業協会



建設企業説明会を開催

昨年度に引き続き、12月8日（金）にくにびきメッセ（松江市）にて、会員企業14社が参加し、建設企業説明会を開催した。

来年春に卒業予定の松江高専環境・建設工学科の4年生42人と、出雲工業高校建築科2年生34人が訪れ、企業担当者から仕事の内容や必要な資格、地元建設企業の役割などについて熱心に聞いていた。

会場ではしまね建設産業イメージアップ女子会も参加、また専門工事業を中心とした業種説明資料の展示も行われた。

説明会に参加した企業の担当者からは「地元で働きたいという若者が増えてきたと感じる。今後とも



こうした傾向が続くことを期待したい」との声が聞かれた。

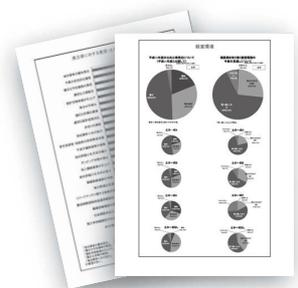
会員現状調査を実施しています

建設業協会では、平成23年度から、業界の現状把握と、今後の要望活動や意見交換会等の協会運営のための参考資料とすることを目的に「会員現状調査」を実施しています。



会員企業の皆様にはご協力を賜りましてありがとうございました。

今後はこのいただいた回答をまとめ、“通常総会での資料”や“理事会・委員会等での資料”“意見交換会や要望活動における意見のバックデータ”として活用いたします。



建災防島根県支部

出雲大社で安全祈願



建災防県支部（中筋豊通支部長）は1月19日、出雲大社を参拝し安全祈願を行った。島根労働局の高橋労働基準部長、沖田健康安全課長はじめ、各

分会の代表者ら18人が出席。拝殿で祈祷した後、本殿に参拝。中筋支部長と高橋労働基準部長が玉串を奉納し、全員で拝礼。今年一年の無事故無災害を祈願した。

昨年県内で発生した建設業の労働災害は、死傷者数101人で、昨年度より5人減少、死傷者数としては過去最少数値を達成することができましたが、死亡災害は、当初の目標である「死亡災害ゼロ」を達成することができず、4人となりました。

今年も引き続き、気持ちを新たに会員および協会をはじめ関係者が一丸となり「死亡災害ゼロの達成」「死傷災害件数では3桁から2桁への減少」を目指し計画に沿った安全衛生管理の向上に努めましょう。

平成26年～28年（1月～12月）島根県内の建設業の労働災害発生状況

区分	26年	27年	28年
土木工事業	(1) 31	0 36	(1) 28
木造工事業	(1) 22	0 25	(1) 18
建築工事業	(1) 33	0 25	(1) 40
その他の建設業	(1) 23	0 20	(1) 15
計	(4) 109	0 106	(4) 101

() は死亡災害

安全衛生管理計画の作成について

新年度を迎え、安全衛生管理計画の立案作成をお願いします。昨年度の反省（リスク）を踏まえ、今年度の「・管理体制・重点災害防止・安全活動」（アセスメント）の実施を取り決めましょう。

年度末労働災害防止強調月間（3/1～31）が始まります！

3月1日～31日は年度末労働災害防止強調月間となります。3月は工事の完成前で思わぬ労働災害が発生することが考えられます。連絡調整を密にし、無理な工程による突貫工事にならぬよう特に下記の徹底をお願いします。

- ★全ての作業に作業計画を作成しましょう
- ★作業開始前に高所での安全帯の使用箇所を明確にしましょう
- ★重機作業では後進時の合図方法を取り決めましょう



月間商品のご案内

お求めは、ご所属（お近く）の各地区建設業協会（建災防県支部各分会）までお申し込みください。

ポスター ￥200 B2判（73×52cm）

No.1 おかだ ゆい 岡田 結実



No.2 とまる さやか 都丸 紗也華



のぼり

¥1,570
ポリエステル製（240×70cm）



ワッペン

¥840
ビニール製
（7.5×6cm）
10枚1組



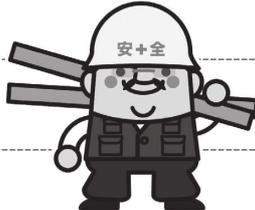
横幕

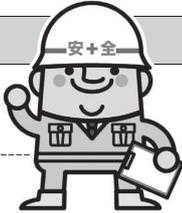
¥1,570
ポリエステル製
（70×220cm）

建災防講習予定表 (平成29年度)

平成29年度の講習会等の予定をお知らせいたします。

ホームページにも予定・案内などを掲載いたしましたので是非ご覧ください。

講習名	学科講習		実技講習	
	講習日	会場	講習日	会場
技能講習				
足場の組立て等作業主任者技能講習	7月20日(木) 7月21日(金)	出雲建設会館		
	10月10日(火) 10月11日(水)	浜田建設会館		
	10月26日(木) 10月27日(金)	出雲建設会館		
型枠支保工の組立て等 作業主任者技能講習	9月14日(木) 9月15日(金)	出雲建設会館		
地山の掘削及び 土止支保工作業主任者技能講習	7月3日(月) 7月5日(水)	出雲建設会館		
建築物等の鉄骨の組立て等 作業主任者技能講習	7月27日(木) 7月28日(金)	出雲建設会館		
車両系建設機械（整地用）運転技能講習	4月3日(月) 4月4日(火)	出雲建設会館	4月5日(水)	アユミ工業(株)
	8月17日(木) 8月18日(金)	浜田建設会館	8月28日(月)	
	8月21日(月) 8月22日(火)	出雲建設会館		
車両系建設機械（解体用）運転技能講習	6月22日(木)	出雲建設会館	6月23日(金)	アユミ工業(株)
不整地運搬車運転技能講習	7月6日(木)	出雲建設会館	7月10日(月)	アユミ工業(株)
高所作業車運転技能講習	5月29日(月)	浜田建設会館	5月30日(火)	(株)ライト実習場
	6月8日(木)	出雲建設会館	6月13日(火)	アユミ工業(株)
	9月25日(月)	出雲建設会館	9月27日(水)	
特別教育				
小型車両系建設機械運転特別教育	5月9日(火)	出雲建設会館	5月10日(水)	アユミ工業(株)
	11月6日(月)	出雲建設会館	11月7日(火)	アユミ工業(株)

講習名	学科講習		実技講習	
	講習日	会場	講習日	会場
ローラー運転特別教育	9月4日(月)	出雲建設会館	9月5日(火)	アユミ工業(株)
足場の組立て等の業務に係る特別教育 (時間短縮3時間)	5月26日(金)	浜田建設会館		
	6月6日(火)	出雲建設会館		
足場の組立て等の業務に係る特別教育 (6時間)	11月17日(金)	出雲建設会館		
自由研削用といしの取替え等の 業務に係る特別教育	10月20日(金)	出雲建設会館		
低圧電気取扱い業務特別教育	8月4日(金)	出雲建設会館		
安全衛生教育				
職長・安全衛生責任者教育	5月15日(月)	出雲建設会館		
	5月16日(火)			
	8月1日(火)	浜田建設会館		
	8月2日(水)			
12月7日(木)	出雲建設会館			
12月8日(金)				
職長のためのリスクアセスメント教育	12月13日(火)	出雲建設会館		
新・総合工事業者のための リスクアセスメント研修	11月30日(木)	出雲建設会館		
刈払機取扱い従事者安全衛生教育	6月29日(木)	出雲建設会館		
建設業等における管理者のための 熱中症予防教育	7月18日(火)	出雲建設会館		
車両系建設機械(整地用)運転業務 従事者安全衛生教育(定期)	6月30日(金)	出雲建設会館		
足場の組立て等作業主任者能力向上教育 (定期)	8月10日(木)	出雲建設会館		
施工管理者等のための 足場点検実務者研修				
振動工具取扱い作業従事者教育	11月22日(水)	出雲建設会館		
丸のこ等取扱い作業従事者教育	9月22日(金)	出雲建設会館		

受講申込を支部および各分会にて常時受け付けていますので、日程をご確認いただき、協力会社への周知・受講勧奨も含めた受講計画をご検討くださいますようお願いいたします。

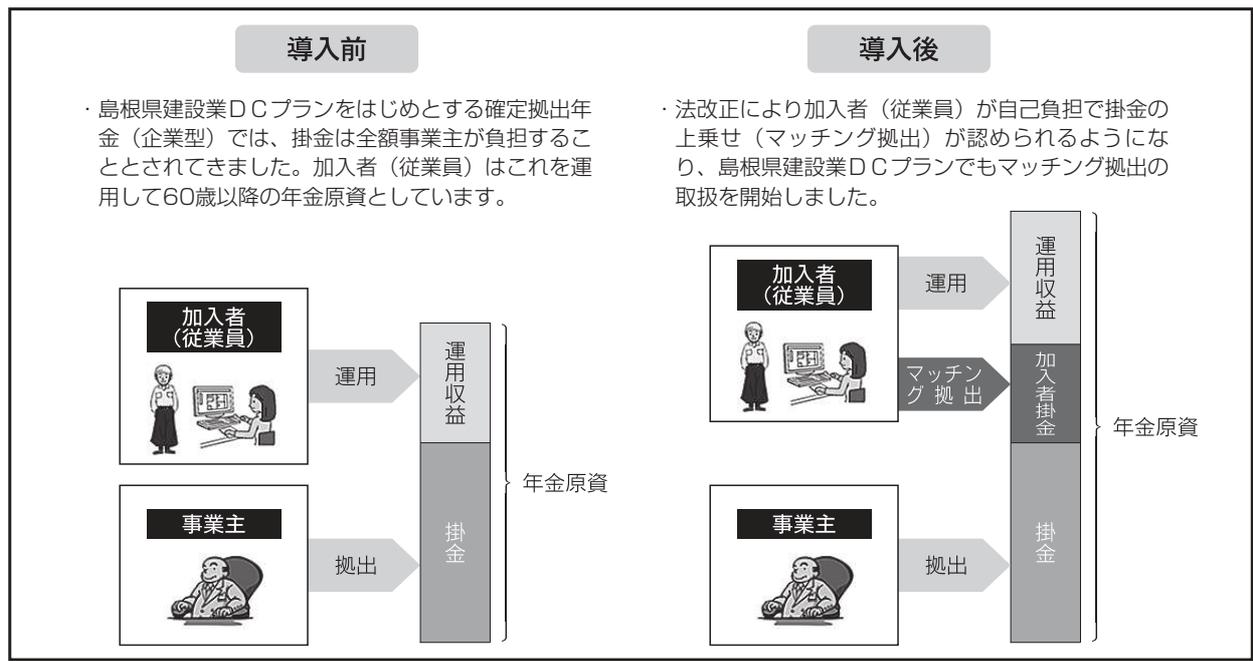
平成29年度 事業予定

	島根県建設業協会	建災防島根県支部	島根県土木施工管理技士会	島根県農林建設業協会連合会
4	10 (月) 事務局長会議 24 (月) 監査会 28 (金) 理事会	24 (月) 監査会 28 (金) 理事会	5 (水) 監理技術者講習	24 (月) 監査会
5	24 (水) 理事会 定時総会 協議員会 	24 (水) 通常代議員会	8 (月) 監査会 理事会 19 (金) 役員会 通常代議員会	24 (水) 通常総会
6				
7				
8	8~9月 国土交通省中国地方整備局との意見交換会 島根県との意見交換会 島根県建設産業人材確保・育成推進協議会		3 (木) 中国土木施工管理技士会連合会通常総会	
9			現場見学会 	
10	23 (月) 中国ブロック地域懇談会 平成29年度建設業協会中国ブロック協議会意見交換会 (松江市)	5 (木) 第54回全国建設業労働災害防止大会(札幌市) 中・四国ブロック会議		
11	10~11月 高校生の現場見学会 			
12	12~3月 土木・建築・労働委員会			
1		安全祈願祭 	支部長会議	
2			研修会	
3				理事会、研修会

DCプラン

マッチング拠出制度について

平成17年3月にスタートした島根県建設業協会の確定拠出年金制度（島根県建設業DCプラン企業型年金規約）は、現在10年が経過し、加入事業所が94社、加入者が約2,000人の規模となっているところですが、この確定拠出年金制度において、年金確保支援法(平成23年8月交付)の制定により、大幅な改正が行われました。その中でも、改正の目玉である「従業員拠出（マッチング拠出）の解禁」について平成24年度から対応を始めています。



マッチング拠出制度は、加入者（従業員）にとって税制優遇等メリットも大きく、加入各社においても検討・制度導入が進められています。(制度導入済21社)

(参考) 確定拠出年金の税制

マッチング拠出による加入者掛金は全額非課税となります。
運用時・給付時の課税はマッチング拠出による上乗せ分も含めて従来どおりの優遇措置があります。

拠出時	事業主掛金	全額損金算入、かつ給与所得とみなされない
	加入者掛金	全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除適用）
運用時		運用益非課税 年金資産に特別法人税・特別住民税課税（平成11年4月から凍結中）
給付時		給付の種類によって課税 <ul style="list-style-type: none"> ■ 老齢給付金：年金・雑所得（公的年金等控除適用） 一時金・退職所得（退職所得控除適用）* ■ 障害給付金：年金・一時金とも所得税・住民税非課税 ■ 死亡一時金：「みなし相続財産」として相続税課税 （法定相続人1人当たり500万円まで非課税） ■ 脱退一時金：一時所得として所得税・住民税課税

建退共島根県支部

退職金を受け取るには

退職金は、共済手帳に貼り終わった共済証紙が12月（21日分を1ヶ月と換算）以上になって、建設関係の仕事をしなくなったときなどに、労働者またはその遺族からの請求により、その請求人に直接支給されます。

（なお、請求事由発生日が平成28年3月31日以前の場合は、24月以上の掛金納付月数が必要となります。）

請求するには？

退職金請求書に必要事項を記入して、共済手帳と必ず住民票及び退職所得の受給に関する申告書と個人番号並びに身元確認のための書類を添えて、建退共支部まで提出してください。

受け取り方法は？

退職金は、原則として請求人個人の普通預金口座に、直接振り込む方法により、支払われます。

退職金額は？

退職金については、下の表のとおりとなっており、働いた年数が長いほど有利になります。

掛金納付月数が12月以上24月未満の退職金は掛金納付額の3～5割程度の額となっております。

12月以上24月未満で死亡したときの退職金は、事業主が納めた掛金に相当する額となっております。



掛金納付年数 (月数)	退職金額 (単位：円)
1年 (12月)	23,436
(18月)	48,174
(23月)	76,167
2年 (24月)	156,240
5年 (60月)	410,781
10年 (120月)	945,903
15年 (180月)	1,572,816
20年 (240月)	2,256,366
25年 (300月)	3,029,754
30年 (360月)	3,902,745
35年 (420月)	4,898,775
40年 (480月)	6,036,723



退職所得の受給に関する申告書 退職所得申告書

年 月 日
 豊島 市町村民長 殿
 豊島 市町村民長 殿
 年分 退職所得の受給に関する申告書
 退職所得申告書
 支払者受付印

退職手当の支払者の	所在地 (住所)	〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1 ニッセイ池袋ビル 20 階	あなたの 現在の	現住所	〒
	名称 (氏名)	独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部		氏名	
	法人番号 (個人番号)	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。 7 0 1 3 3 0 5 0 0 1 9 0 3		個人番号	
				その年1月1日現在の住所	

このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)

A	① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日	年 月 日	③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年	至 年 月 日
	② 退職の区分等	一般 [] 生活 [] 育 [] 無 [] 障害 []	うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年	無 自 年 月 日 年
			うち 重複	有 自 年 月 日 年	無 自 年 月 日 年

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。

B	④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年	⑤ ③と④の勤続期間のうち、うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年	無 自 年 月 日 年
	うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年	うち 重複勤続期間	有 自 年 月 日 年	無 自 年 月 日 年

あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

C	⑥ 前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間	自 年 月 日 年	至 年 月 日
			⑧ うち 特定役員等勤続期間との重複勤続期間	有 自 年 月 日 年	無 自 年 月 日 年

A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

D	⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年	⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間	自 年 月 日 年	至 年 月 日
	うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年	⑨ うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年	無 自 年 月 日 年
	⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年	⑦と⑩の通算期間	自 年 月 日 年	至 年 月 日
	うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年	⑪ うち ⑦と⑩の通算期間	有 自 年 月 日 年	無 自 年 月 日 年

B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。

区分	退職手当等の支払を受けることとなった年月日	収入金額 (円)	源泉徴収税額 (円)	特別徴収税額 (円)		支払を受けた年月日	退職の区分	支払者の所在地 (住所)・名称(氏名)
				市町村民税	道府県民税			
B 一般	・ ・						一般・障害	
B 特定役員	・ ・						一般・障害	
C	・ ・						一般・障害	

(注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
 2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。
 3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

27.06 改正

(規格 A 4)

個人番号及び身元確認のための書類

個人番号及び身元確認のための書類

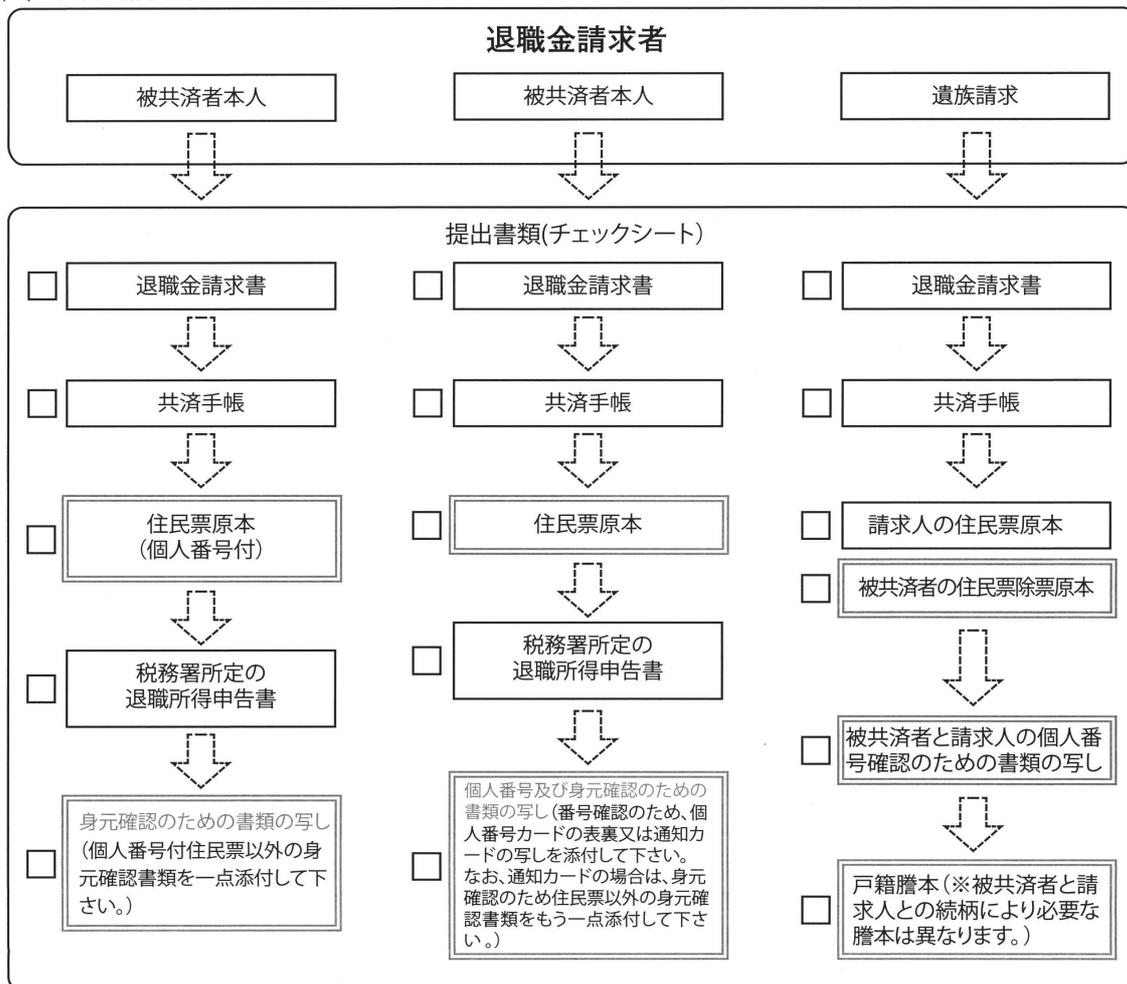
退職金を請求する場合は、建退共における身元確認書類としての「住民票（原本）」のほか、「退職所得の受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」の提出にあたり、個人番号及び身元確認のための書類の提出をお願いしております。

- (1) 個人番号及び身元確認のための書類については次のとおりです。
- (2) 個人番号付住民票については、建退共における身元確認書類としての住民票（原本）と兼用できますが、その場合には、個人番号付住民票については、原本の提出をお願いします。

個人番号の確認	身元の確認
1. 個人番号カード	(※1 表面と裏面の写し)
通知カードの写し 個人番号付住民票の原本 または 個人番号付住民票については、個人番号の確認書類となり、かつ、身元確認書類の一点としてみなされます。	運転免許証、パスポート、資格の証明書 健康保険の被保険者証、年金手帳、 在留カード、特別永住者証明 等の写し (※2 いずれか1点の添付)

※1 顔写真の表示のある個人番号カードは、表面と裏面の写しを提出いただくことで個人番号と身元の確認書類となります。
 ※2 顔写真の表示がない身元の確認書類としては、二種類の提出が必要ですが建退共における身元確認書類として住民票を添付していただくことから、住民票以外の身元の確認書類をもう一種類提出して下さい。

- (3) 退職金請求に係る提出書類については、次のチェックシートにてご確認のうえ、ご提出をお願いいたします。



平成28年4月より、
労働安全衛生推進事業
スタート! 詳しくはHPへ。

公益財団の 建設共済保険

法定外労災補償制度

- 建設業界による自主的な共済保険で保険料が安い。
- 元請下請問わず無記名で補償。
- 元請下請それぞれの保険契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(保険契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

完成工事高契約会員加入状況

平成29年1月31日現在

地区	加入企業 (会員)	会 員 加入率(%)
松江	50	75.8
安来	19	100.0
雲南	37	90.2
仁多	14	93.3
出雲	51	66.2
大田	12	35.3
邑智	36	94.7
浜田	20	34.5
益田	7	28.0
鹿足	10	52.6
隠岐	21	63.6
合計	277	65.2

事業主のみなさん、この機会に「大きな安心」にお入りください。

公益財団法人 建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■ 取扱機関: (一社)島根県建設業協会

〒690-0048 松江市西嫁島1-3-17

TEL0852-21-9004 FAX0852-31-2166

「建設共済保険」の他にも、
次のような事業を行っています。

〔育英奨学事業〕

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供
に対して、要保育期間および小学校から大学までの
在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、保険料試算などのお問い合わせは **Tel.03-3591-8451**

建設共済保険

検索

<http://www.kyousaidan.or.jp/>